

平成30年度 美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修 実施要項

1 目的

子どもたちの健やかな成長のためには、幼い頃から芸術・文化に触れることが重要であり、鑑賞教育は重要な教育活動とされている。このような鑑賞教育の重要性を踏まえ、全国の小・中・高等学校等の教員と美術館の学芸員などが一堂に会してグループ討議等を行うことにより、美術館を活用した鑑賞教育の充実及び学校と美術館の一層の連携を図るため、本研修を実施する。受講者は研修終了後、各地域等の実情に応じて、本研修の成果を普及・還元し、鑑賞教育の一層の充実を図ることが期待される。

2 主催 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という）

3 共催 文部科学省

4 期間 平成30年8月6日（月）～8月7日（火）

5 会場 国立西洋美術館〔8月6日（月）〕
〒110-0007 東京都台東区上野公園7番7号
URL：<http://www.nmwa.go.jp>
国立新美術館〔8月7日（火）〕
〒106-8558 東京都港区六本木7-22-2
URL：<http://www.nact.jp>

6 受講者

(1) 対象：受講対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- ①小・中・高等学校教員（国公立校の教員）
- ②美術館学芸員
- ③指導主事

*すでに本研修を受講した者であっても、各都道府県及び各政令指定都市教育委員会が特に必要と認める場合は受講対象者としてすることができる。

*本研修は、図画工作や美術の鑑賞教育普及関連事業に携わっており、指導的立場にある者を対象者とする。

*非常勤職員の推薦は可能。ただし、国立美術館において受講者を決定する際には、原則として常勤職員を優先する。

(2) 募集人員：100名

(3) 申込方法：各都道府県及び各政令指定都市教育委員会が受講希望者を取りまとめ、独立行政法人国立美術館へ推薦する。推薦できる人数は教員2名、学芸員又は指導主事2名を上限とし、推薦順位を名簿に記入する。

(4) 提出書類：「推薦名簿」（別紙1）、受講希望者が記入する「質問票」（別紙2）

(5) 申込期間：平成30年4月2日（月）～4月19日（木）

(6) 受講者の決定：各都道府県並びに各政令指定都市の教育委員会からの推薦に基づき、国立美術館が決定し通知する。

なお、募集人員を上回る場合には、国立美術館において人員調整を行う。

7 教員免許状更新講習

- (1) 概要：本研修は教育職員免許法第9条の3第1項の規定により、免許状更新講習の認定を受けた講習です。教員免許状更新講習はあくまで本研修内で実施するものであり、教員免許状更新講習のみの受講はできません。
- (2) 開設時間数：選択領域12時間
- (3) 受講料：無料

8 その他

- (1) 研修終了後、各地域等の実情に応じて、本研修の成果を普及・還元し、美術館を活用した鑑賞教育の一層の充実を図ることが期待される。
- (2) 所定の研修を終了した者には、修了証書を授与する。
※全てのプログラムに参加し、研修終了後にアンケートを提出した者に授与する。
- (3) 参加費無料。ただし参加に係る旅費・宿泊費等は受講者側の負担とする。
- (4) 宿泊については、受講者各自で手配すること。
- (5) 平成31年度の研修は国立国際美術館（大阪市）で開催予定であり、以降、東京・関西の交互開催を予定している。（募集人員は関西開催時80名程度、東京開催時100名程度の見込み。）